



子どもの死に関わる取組の推進

- こどもの死亡検証の取組を通じ、こどもの死を減らす
- 回避できない死であっても、QODの視点からより良い医療と支援体制を構築し、滋賀のすべての子どもとその家族が幸せを感じられる「健康しが」の実現を目指す

【提案・要望先】 こども家庭庁、消費者庁、個人情報保護委員会

1. 提案・要望内容

(1) こどもの死亡検証（以下「CDR」という。）の促進

- 消費者庁、こども家庭庁自殺対策室、虐待防止対策課、母子保健課等が実施する死亡に関する検証と都道府県が実施する死亡検証を集約化し、一元的に共有する仕組みについて検討すること
- 予防できるこどもの死を減らすための検証において、個人情報保護法を踏まえた活用できる情報について整理し、明示すること

(2) こどもの死に関わる取組の促進

- 検証結果に基づいた予防については、幅広い取組が求められることから、こどもの死に関わる支援として交付金制度の仕組みを創設すること
- 予防の観点だけではなく、QODの視点から回避できない死についても検証を行い、必要な支援を行うこと

2. 提案・要望の理由

(1) こどもの死亡検証（以下「CDR」という。）の促進

- 個々の都道府県だけではできない全国的な傾向を把握し、国の施策に反映させるため、症例や各検証を集約できる体制が必要。
- CDRの実施においてより効果的な予防策を検討するために、個人情報保護法の範囲内で活用できる情報を明確にすることが必要。

(2) こどもの死に関わる取組の促進

- こどもの死を減らすために、検証結果から導き出されるEBPMの視点も踏まえた予防に向けた取組を推進できる交付金制度の創設が必要。
- 滋賀県の子どもが死亡する理由の約7割が疾病等の内因死であることから、外因死の予防だけではなく、死が不可避な子どもたちの支援についても検討が必要。

(本県の取組状況と課題)

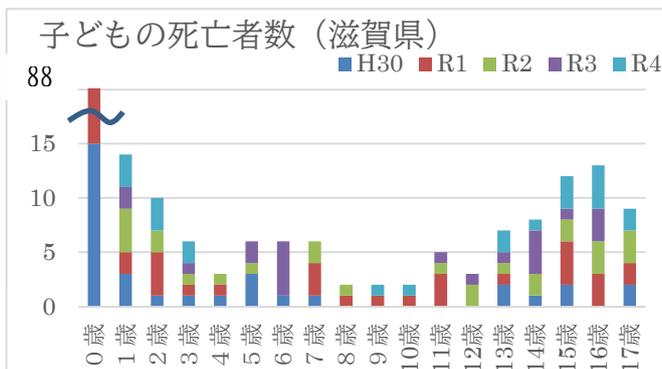
(1) こどもの死亡検証（以下「CDR」という。）の促進

子どもが死亡したあとに、多職種の機関や専門家（医療、警察、行政、福祉関係者等）が、①子どもの死に至る情報を収集 ②予防可能な要因について検証 ③効果的な予防対策を提言 することで、将来の子どもの死亡を減らすことを目的に、滋賀県では令和2年度より国のモデル事業として実施している。

●CDR体制整備モデル事業実績

	死亡把握数	検証実施数
令和2年度	131	131
令和3年度	42	16
令和4年度	40	19
令和5年度	43	22

※令和2年度は平成30年～令和2年の3年間の検証を行った。



(2) 子どもの死に関わる取組の促進

●CDRによる検証結果から導き出された提言（一部抜粋）

- ・医療機関だけでなく、教育・福祉機関なども含めた幅広い情報収集・検討が必要。
⇒部局の枠を超えた庁内連携会議を実施し、提言への対応について確認するとともに推進に向けた更なる取組について検討を実施。
- ・添い乳での死亡例が散見されるため、安全確保に向けた対応策の検討が必要。
⇒妊婦健診の補助券をまとめた冊子に乳幼児の事故に係る記載を充実。
- ・子どもの自殺者が増加している背景を鑑み、より充実した自殺予防対策が必要。
⇒若者のコミュニケーション手段として広く普及しているSNSによる相談を実施。
- ・子どもを亡くした家族に対して、その背景を鑑み、継続的なグリーフケアが必要。
⇒子どもをがんで亡くしたご家族等の遺族相談・家族の集い等を実施。

●提言に基づく今後の課題

- ①検証結果に基づいた取組を推進するにあたり、様々な観点から対応できる予算的措置が必要。
- ②単独の都道府県だけでは対応できない製造販売者への働きかけ等、省庁間の更なる連携が必要。

【参考】滋賀県での取組(死生懇話会での議論)

本県では、誰もが避けられない「死」について、行政としても真正面から考え、オープンな場でみんなが気軽に語れる場として、令和2年度に有識者による「死生懇話会」を設置し、様々な議論を重ねています。



担当：健康医療福祉部医療政策課医療整備係
TEL：077-528-3625